

国際取引法務プログラムの対象科目について

国際取引法務プログラムの対象科目（法学部公共法務プログラム・国際取引法務プログラム履修規程第4条（2）（ハ）の教授会が定める科目）は、次のとおりである。

Asian Business Law Seminar3／グレーターチャイナビジネス法Ⅰ
Asian Business Law Seminar3／グレーターチャイナビジネス法Ⅱ

（注意）

上記規定第4条（2）（ハ）の教授会が定める科目は、年度によって変更する場合があります。同名の科目が開講される場合においても、履修登録前に必ず対象科目を確認すること。

2022年3月 法学部